

平塚市工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、本市が施行する契約検査課が発注の請負工事等（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、1件の契約金額が200万円を超える工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質項目等について評価を行うものとする。

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 工事主管課の評定者は、平塚市工事監督及び検査規程第3条第3号に規定する「一般監督業務」を行う監督員を主任技術評価者とし、同第3条第2号に規定する「現場監督総括業務」を行う監督員を総括技術評価者とする。

(2) 契約検査課の評定者は、平塚市工事監督及び検査規程第13条により指名された検査員を技術検査員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績採点表（第1号様式）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（第2号様式）によるものとする。

4 評定結果は、工事が全て完成したときには、工事成績評定表（第3号様式）、中間技術検査のときには、工事成績評定表（第3-②号様式）、指定部分完成検査のときには、工事成績評定表（第3-③号様式）に記録するものとする。

5 評定にあたって、契約金額が500万円以上の工事については、工事成績採点の考查項目別運用表（別紙-1～別紙-3）、契約金額が500万円未満の工事については、工事成績採点の考查項目別運用表（別紙-5～別紙-7）によるものとする。

- 6 第5の5の土木工事評定にあたっては、工事成績採点の考查項目別運用表留意事項（別紙－4）を考慮するものとする。
- 7 工事における「技術力」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合は精査のうえ、考慮するものとする。

(評定の時期)

第6 主任技術評価者及び総括技術評価者は工事が全て完成したとき、技術検査員は中間技術検査又は完成検査を実施したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の提出)

第7 主任技術評価者及び総括技術評価者は評定を行ったときは、工事成績採点表（第1号附帯様式）を工事主管課長に提出しなければならない。

- 2 技術検査員は工事が全て完成したときの評定を行ったときは、工事成績採点表（第1号様式）、細目別採点表（第2号様式）及び工事成績評定表（第3号様式）を契約検査課長に提出しなければならない。

また、中間技術検査の評定を行ったときは、工事成績評定表（第3-②号様式）を、指定部分完成検査の評定を行ったときは、工事成績評定表（第3-③号様式）を契約検査課長に提出しなければならない。

- 3 契約検査課長は、工事主管課の評定内容について工事主管課長に対し、説明を求めることができる。

(評定結果の通知)

第8 契約検査課長は、評定について工事成績評定表により、工事主管課長に通知しなければならない。

- 2 契約検査課長は、工事が全て完成したとき、遅滞なく当該工事の受注者に対して評定の結果を工事成績評定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第8の2により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により通知を行った市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、第9の1による説明を求められたときは、当該工事主管課と契約検査課で協議し、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10 第9の2の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算し

て 14 日以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、第 10 の 1 による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

3 第 10 の 2 の工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(評定結果の公表)

第 11 評定結果については、別に定める実施要領により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

2 この要領施行の際、現に契約済みの工事については、この要領の施行の日において、この要領による工事成績評定を実施するものとする。